

特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

第 号

令和 年 月 日

〒

住所

氏名 様

税務署長

あなたは 殿から相続（遺贈）により取得した特定美術品の相続税について、租税特別措置法第70条の6の7第1項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった相続税の額 円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○納税の猶予が認められない理由

特定美術品の相続税の納税猶予が認められない旨の通知書

使用目的

この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。